

危険ブロック塀などの撤去の費用を支援します

地震時などの倒壊により道路に影響し、事故の発生や避難・救助活動などに支障をきたす恐れのある危険なブロック塀などの撤去を促進し、地域の防災性の向上を図るため、対象となる**危険ブロック塀などの撤去工事に対して補助**を行います。

補助金額は、対象経費（ブロック塀などの撤去工事費＋処分に要する費用）の4/5以内で、**最高8万円**です。

ただし**対象経費は**、ブロック塀などの見付面積**1平方メートル当たり5千円が上限**です。

市職員が現地調査を行いますので、まずは**事前調査の申し込み**をしてください。

本年度の募集は26件です。



危険なブロック塀などの撤去を促進するため、補助を実施

次の全てを満たすものを補助の対象とします。

【申請ができる方】

危険ブロック塀などの所有者又は管理者で、市税などの滞納がない方。

【対象となるブロック塀など】

倒壊すれば前面道路に影響するもの。

「ブロック塀の点検表」の総合評点が55点未満のもの。

【その他の要件】

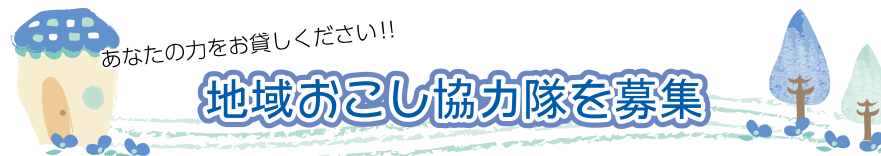
市内の建設業者または解体工事業者が施工し、平成31年3月末日までに完了すること。

対象となる**ブロック塀などの全て（基礎を除く）を撤去**すること。

危険ブロック塀などの撤去後に**ブロック塀を再築造しない**こと（植栽、フェンスなどの設置は可能です）。

- この事業は平成30年度から3年間の限定です。
- 補助率は4/5で上限額8万円です（補助率1/2で上限7万円の補助と報道されていましたが、徳島県からの補助が決定しました）。
- 来年度以降は、補助金額、補助率を変更する場合があります。

●問い合わせ **市建築営繕室** ☎22-2224 FAX22-2246



地域おこし協力隊制度とは、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、「地域おこし協力隊」として委嘱した方に、一定期間、地域に居住して地域おこしの支援や地域協力活動を行ってもらいながらその地域への定住・定着を図る取り組みです。

本市では、地域資源を活用して地域住民などと一緒に次の地域おこしに関する業務に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

1	美郷の特産品による新商品の開発、販売促進等に関する業務	1人
2	美郷の観光振興および観光資源の保全に関する業務	1人
3	阿波和紙の伝統技術の継承、国際的な芸術交流等に関する業務	1人
4	中心市街地の活性化のための企画およびタウンマネジメントに関する業務	1人

応募資格

総務省が定める三大都市地域をはじめとする都市地域などに在住しており、**隊員へ委嘱後に本市へ生活拠点を移し、住民登録ができる方。**

その他の要件もあります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページなどでご確認ください。



応募期限

12月28日(金) 必着

※応募人数、活動内容、応募資格、応募方法などについては、右QRコードから、市ホームページをご確認ください。



問い合わせ・提出先

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市役所 企画財政課 企画政策係

☎22-2221 FAX22-2244

メールアドレス kikaku@yoshinogawa.i-tokushima.jp

※郵送の際は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募書類在中」と朱書きしてください。